

工事材料の承諾に係る手続き等の効率化について

令和 7 年 9 月

山口県農林水産部農村整備課

県農林水産部（農村整備部・森林部）発注工事（営繕工事を除く）における工事材料の事前承諾（旧：年間承諾）について、次のとおり取扱うこととしましたので、お知らせいたします。

1 事前承諾の取扱い

土木建築部により事前承諾され、工事材料事前承諾材料一覧表に掲載された材料にあつては、受注者が提出する工事材料使用承諾願において確認資料の添付を省略できるものとする。

令和 7 年度工事材料事前承諾一覧表は土木建築部技術管理課ウェブサイトに掲載している。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23453.html>

2 適用日

令和7年9月12日以降適用する。